

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（162）」
2. 日時：平成29年6月1日 10時00分～12時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室C
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、近田安全審査官、皆川安全審査官、
高嶋原子力規制専門員

（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

堀田統括技術研究調査官、舟山首席技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長 他15名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - ベント停止後の負圧破損防止について、手順及び窒素供給ラインを説明すること。
 - ベントに係る事象進展について、圧力、除熱量等の概略を説明すること。
 - 重大事故等時又は大規模損壊時に使用する設備及び手順が、技術的能力1.0及び2.0の整理に即したものが整理し、説明すること。
 - 要員の緊急時対策所又は中央制御室の退避室への退避判断及び所要時間について説明すること。
 - スクラビング水のスロッシング等の影響に関して、水の飛沫によるよう素フィルタへの影響について説明すること。
 - 配管の取り回し等の設計根拠について、東海第二プラントの特徴を踏まえて説明すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について